令和6年度離島観光活性化促進事業(宮古圏域)

閑散期誘客促進メディアプロモーション

コンペティション実施要綱

1. 業務名

令和6年度離島観光活性化促進事業(宮古圏域)　閑散期誘客促進メディアプロモーション

1. 業務目的

公募型企画コンペティションにより委託事業者を決定した上で、「～宮古諸島ってこんなところ！～」をコンセプトに宮古圏域の魅力をPR、誘客促進を図る。

1. 企画内容

募集する企画の内容は、別紙「閑散期誘客促進メディアプロモーション仕様書」の通りとする。

1. 見積り

提案~~総~~額の上限は1,500,000円（税別）の範囲内とする。ただし、この金額は企画提案のために提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

1. 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日までとする。

1. 参加資格

企画コンペティション参加資格は、次の要件を全て満たす企業又は団体とする。

1. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
2. 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続きを行っていないこと。
3. 団体役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
4. 破産者で復権を得ない者
5. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員もしくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下、「暴力団の構成員等」とする)
7. 暴力団員の構成員等の統制の下にない団体であること。
8. 当業務にかかるすべての証憑類の確認と報告書等の提出をもって、精算を行うことができる体制が整備されていること。
9. 当業務を行うにあたって、必要に応じて宮古島観光協会（以下当協会）とすみやかに連携をとるなど、円滑に業務履行することができる体制が整備されていること。
10. 沖縄県又は他都道府県から指名停止を受けていないこと。
11. 提出書類及びスケジュール

応募に際し提出する書類及びスケジュールは以下の通りとする。

1. 企画参加申込書（様式1）

提出期日：令和6年8月30日(金)17：00（時間厳守）

* 原本…１部
* 必要事項を記載後、上記部数を郵送もしくは持参すること。

1. 質問書（様式2）

提出期日：令和6年8月16日(金)17：00（時間厳守）

* 企画提案をするにあたり質問がある場合は、質問書（様式2）に質問事項を記入後、PDFデータを添付し下記アドレス宛にメールを送信すること。
* 提出先アドレス：info@miyako-guide.net
* 質問に対する回答は、8月20日(火)にメールにて行うものとし、企画コンペティション参加者全てに共有する。ただし提案内容に関すると思われる質問については回答しない。
* 質問者への個別回答、質問書以外での質問への回答はしない。

1. 企画提出書（様式3）

提出期日：令和6年8月30日(金)17：00（時間厳守）

* 原本…１部、コピー6部
* 必要事項を記載後、上記部数を郵送もしくは持参すること。

1. 企画書・企画概要書

提出期日：令和6年8月30日（金）17：00（時間厳守）

* 原本…１部、コピー6部
* 別紙の仕様書に基づき、企画書を作成し、上記部数を郵送もしくは持参すること。また提出する企画書については下記の条件を遵守すること。

1. A４横置きで長辺綴じ
2. 表紙、目次を省いて両面印刷で20ページ以内
3. ホチキスや製本テープ等は使用せず、２穴パンチを空ける

* 企画提案内容をA４用紙一枚にまとめた企画概要書も提出すること。

1. 見積書

提出期日：令和6年8月30日(金)17：00（時間厳守）

* 原本…１部、コピー6部
* 必要事項を記載の上、上記部数を郵送または持参すること。
* 各項目別の一式表記と内訳明細を記載し、一般管理費は外出しで計上すること（広告費や制作費には含めない）。

1. 辞退申請書（様式４）

企画コンペティション参加申込書（様式１）を当協会が受諾後、参加を辞退する場合には辞退申請書（様式4）を提出すること。

提出期日：令和6年９月２日(月)17：00（時間厳守）

* 原本…１部
* 必要事項を記入後、期日までにPDFデータを添付し下記アドレス宛にメールを送信後、原本を送付または持参すること。
* 提出先アドレス：info@miyako-guide.net

1. 応募書類提出先

送付先：一般社団法人宮古島観光協会　担当：ミドルトン有希子宛

〒906-0012　沖縄県宮古島市下地字上地472番地39 2階

1. 再委託について

当業務を実施するにあたり、当協会に承認なくして、委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。この場合の再委託者の資格については、本要項6、参加資格の規定を準用するものとする。

1. 審査について
2. 審査は提出された企画書に対し書面審査を行い、最も効果的な露出であると評価された企業を選出する。（応募各社によるプレゼンテーションは実施しない。）
3. 提出された企画書に対し審査を行い、1次審査、最終審査を経て、再委託業社を選定する。ただし、応募件数によっては最終審査のみを行い、再委託業社を選出する。
4. 審査結果の通知については、最終審査終了後、すみやかに選出企業へ通知する。
5. 審査後の委託契約については、原則として第1位選出企業と行うが、委託契約に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位の者を繰り上げて、協議の上、契約するものとする。
6. 審査内容、評価点、経過等、審査に関わる一切の公表は行わない。
7. 選定方法については、沖縄県宮古事務所及び当協会との協議によるものとする。
8. 著作権等
9. 当業務における成果物（記事及び掲載内容の一式）の著作権、著作隣接権等の知的財産権は、全て当協会に帰属するが、令和5年度離島観光活性化促進事業(宮古圏域)終了後、全て沖縄県に帰属する。
10. 著作者人格権については行使しないものとする。
11. 本委託業務にあたり、第三者の著作権、肖像権等その他権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。
12. その他留意事項
13. 応募書類の作成、また応募書類の送付に関する費用は申請者の負担とする。
14. 応募書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とする。
15. 応募書類提出後は記載内容等の変更、訂正、差し替えは一切認めない。
16. 応募書類に不備・不足がある場合は、審査時の減点対象となる。
17. 提出された応募書類は返却しない。
18. 本報告書等は一般事業と区別して整理保存し、業務終了後5年間（令和6年2月～令和11年3月末まで）保存することを義務とする。
19. この実施要綱に定めのない事項については、沖縄県宮古事務所と当協会が協議して決定する。

附則

この実施要綱は、令和6年8月6日から施行する。